

資料

10か国蔵相会議の声明

10か国グループの大蔵大臣と中央銀行総裁は9月27日、ワシントンで会合し、一般借入取決めの延長と国際通貨制度改革の今後の手順に関する蔵相代理への指示とを、決定した。以下はその全文である。

1. ワシントンにおけるIMF年次総会に際し、一般借入取決め(General Arrangements to Borrow)に参加している10か国(ベルギー、カナダ、フランス、西ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、英国および米国)の大臣および中央銀行総裁(以下、大臣等という)は、イタリアのコロンボ蔵相を議長として会合した。IMF専務理事は、OECD事務総長およびBIS総裁とともに、この会合に出席した。また、スイス中央銀行からもオブザーバーがこれに出席した。

2. 大臣等は、1964年12月のパリにおける会議以来、1965年5月にはグループ参加国が525百万ドルの補充資金をIMFに対して追加供給するよう要請を受けたことに注目した。この資金供給により、一般借入取決めの使用累計額は930百万ドルとなった。この一般借入取決めの利用によって、この取決めが通貨制度の円滑な機能維持に重要な貢献をしていることが再び証明された。

3. 一般借入取決めの有効期間は当初、1962年10月から1966年10月までと定められていた。取決めの更新については、1965年10月24日までに決議が必要である旨が規定されている。IMF専務理事は、この補充資金が引き続き必要であることを指摘している。大臣等は、この取決めをさらに4年間更新することに合意した。しかし大臣等は、この信用供与手段について積み重ねられてきた経験に照らし、1968年10月またはその後においてなんらか修正することが望ましいかどうかを適当な時期に検討することを提案するものである。

4. 大臣等は過去9か月間の国際決済の推移について検討したが、大規模な金融上の緊張および国際収支の不均衡が、すべてのグループ参加国に重要な結果をもたらすことが不可避となっている事情にかんがみ、グループの密接な協力がますます重要な役割を果たすものであることを再確認した。また、大臣等は1964年8月大臣等が勧告した「多角的サーベイランス」の計画が実行に移されたことに賛意を表明した。この計画は、国際収支の赤字および黒字がいかにファイナンスされるか、またこれが他の諸国および国際流動性の進展に及ぼす影響についての理解を深めることに役立った。

5. 大臣等はとりわけ何年もの間、他の諸国にとって追加準備の主要な源泉となっていた米国国際収支の赤字が次第に是正されつつあること、および米国が国際収支の均衡を維持する決意を表明していることに注目した。大臣等はこのような米国の国際収支ポジションの動向が、それ自体国際通貨制度の円滑な機能維持に役立つものであるとして、これを歓迎した。同時に大臣等は将来の国際準備の必要量を十分に確保するため可及的すみやかに不慮の事態に対処する方策(contingency planning)をたてることが重要であるとの結論に達した。

6. 大臣等は、1963年10月大臣等の代理(以下単に代理という)に対し与えられた「国際通貨制度の機能維持および将来の流動性の必要についての見通しを徹底的に検討すること」との指示を想起

した。大臣等は、代理が1964年7月これらの問題に関する中間報告を提出し、また特別研究グループによって準備資産の創造に関する種々の提案を詳細に検討させることとした点に留意した。すでに発表されたこのグループの報告書は、準備の創出に関する種々の提案を評価するために必要な諸要素を明らかにすることにより、不慮の事態に対する対処案の作成作業を促進することを容易にするであろう。

7. したがって、対処案作成の第1段階として、大臣等は代理に対し、1964年8月の大臣声明付録の主題であった論議をさらにほり下げた基盤の上で再開するよう指示を与えた。代理は、国際通貨制度の必要な改善について、どのような合意の基礎(basis of agreement)に到達しうるかを決定し、大臣等に報告しなければならない。この合意の基礎には、世界経済における準備の必要を十分満たしうるよう、将来必要な量だけ必要な時期に準備資産を創出することに関する取決めを含むものである。代理は1966年春に、その審議の進捗状況およびそれまでに見出された合意の範囲(scope of agreement)について大臣等に報告しなければならない。代理の討議に際しては、IMF専務理事の代理ならびにOECDおよびBISの代表者が引き続き積極的に参加することが望ましい。スイス中央銀行もまたグループの会合に引き続き代表を派遣するよう招請されるであろう。

8. 大臣等は、大規模かつ持続的な国際的不均衡が回避されたならば、国際通貨制度の機能は改善されるであろうということを確認した。大臣等は、1964年8月の声明においてOECD第3作業部会に対し各国の必要とする国内目的の追求と両立させつつかかる目的を達成するために最も適した方法および手段について徹底的な研究を行なうよう要請したことを想起した。大臣等は、10か国グループの代理が大臣等に報告を行なう時とほぼ同じ時期に、第3作業部会がその見解を明らかにしうるよう希望する旨表明した。

9. 大臣等は、基本的な点(essential points)について合意の基礎が得られ次第、ただちにこの第1段階から、世界経済全体に影響を及ぼす諸問題をさらに広く検討(broader consideration)する段階にすすむことが必要であることを認める。大臣等は、望ましい行動についての合意を達成するため、IMF理事会の審議および10か国グループ代理の審議を共通の目的に向ける方法を見出すことが有益であろうということに意見が一致し、代理に対して国際通貨問題に関する適当な討議の場(an appropriate forum for international monetary discussions)においてなんらかの新しい取決めの最終的法制化(final enactment)を準備することを目標として、IMF専務理事との密接な協議の下に明年中に前記の目的を達成する手順を作成するよう指示した。